

警報発令時等の対応について（R5.9.22改訂版）

令和7年4月吉日
豊明市立三崎小学校
今井智樹

1 異常気象時の対応

「豊明市内」に「暴風警報」が発表された場合

「警戒レベル4以上」または「特別警報」が発表された場合
（市内の一部（居住地区以外でも）に発令された場合も含む）

○登校前

（1）午前**6時**までに「暴風警報」「警戒レベル4以上」「特別警報」解除 → 通常授業

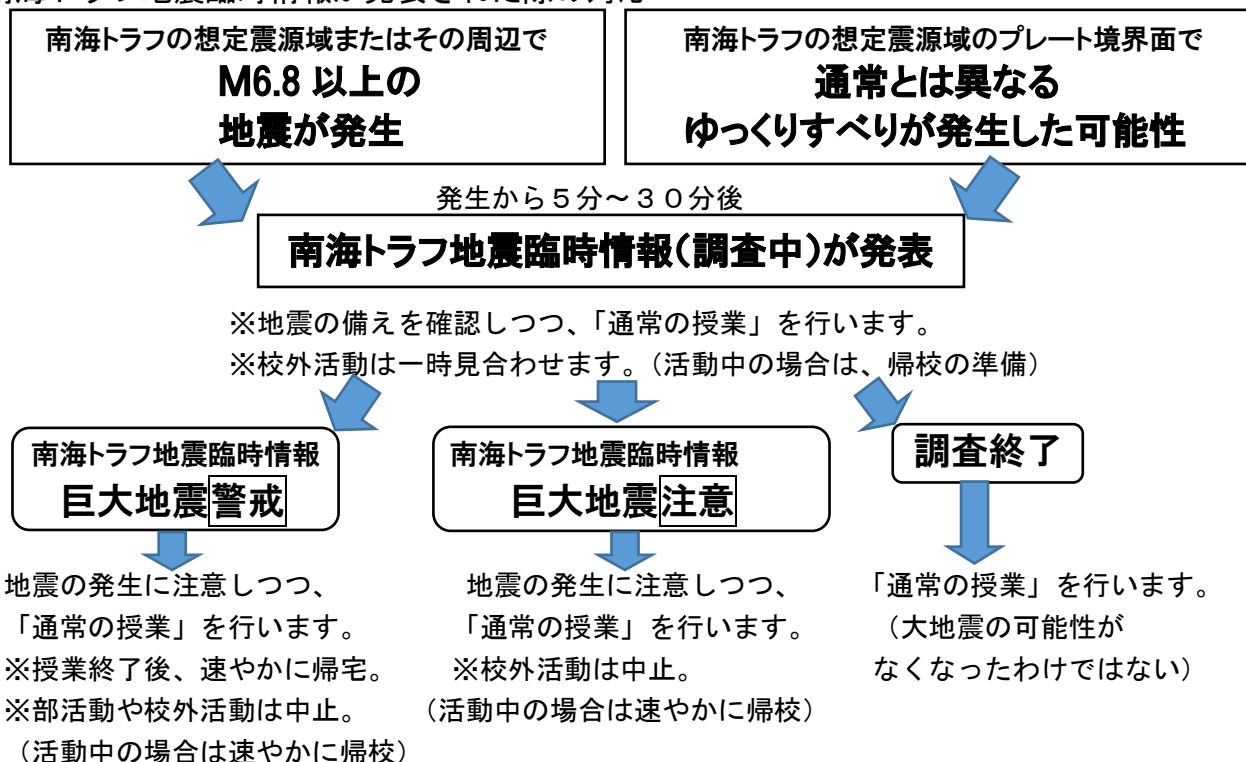
（2）午前**6時**までに「暴風警報」「警戒レベル4以上」「特別警報」解除されない
→ 当日の授業は中止

○登校後（学校によって違いあり）

即刻、授業を中止し、災害の状況等に関する情報収集並びに児童生徒の生命及び安全を確保する
最善の対応（※）を速やかに行う。

- ※1 校内待機
- ※2 校外避難場所への移動
- ※3 保護者の迎え等を依頼する
- ※4 教員引率で集団下校し、自宅付近の集合場所で引き渡す
- ※5 教員が通学路を巡視する中、通学団で下校する 等

2 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応



「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、教育委員会と学校は後に発表される臨時情報に備え、情報収集を行う。臨時情報「警戒」「注意」が発表された場合、教育委員会と学校は地震発生に備え、減災に向けた緊急点検や情報収集を行う。児童生徒等の下校にあたっては、児童生徒の安全確保の観点から、場合によっては学校において一時待機させたり、保護者に迎えを依頼したりすることも検討する。

※ 上記の1～2の場合に限らず、大雨や雷等の異常気象によって登下校に心配がある場合は、家庭の判断で登校を見合わせていただく。

※ 防災情報などの市からののお知らせは、HPや市メール配信サービス、市公式SNSを活用するとよい。